

■ 職員実行 ■ 委託事業  
■ わな貸出 ■ その他

出典  
ニホンジカ密度分布図(環境省、2015)をもとに近畿中国森林管理局作成  
環境省HP:「改正鳥獣法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に向けた全国のニホンジカの密度分布図の作成について(お知らせ)」  
URL:<http://www.env.go.jp/press/101522.html>

・管内の状況(推計生息数、生息密度、被害状況、捕獲状況等)

推計生息数: 4,093頭

生息密度 資料なし

令和4年有害鳥獣被害金額(ニホンジカ)1,168千円

・被害状況

県境の2町では造林地に食害が発生するも、県内の農作物被害はほぼ無し。

・取組状況

令和元年度から島根県と連携し、国有林内で指定管理鳥獣捕獲等事業を継続中。

・成果

令和元年度捕獲頭数: 5頭

令和2年度捕獲頭数: 15頭

令和3年度捕獲頭数: 41頭

令和4年度捕獲頭数: 8頭

令和5年度捕獲頭数: 32頭

・課題

今後も、農林業における更なる被害拡大の恐れ。

## 協定

協定相手方	締結時期	開始年度	協定期間	更新の有無	更新期間	協定の主な内容	捕獲実績
島根県	R1.6.17	R1	R1.6.20~ R7.3.31	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	捕獲場所の提供(囲いわな、箱わな、くくりわなセンサーカメラ)	有

## 協議会

参画協議会等の名称	主な構成機関	協議会等の主催者(中心)
安来市鳥獣被害防止対策協議会	安来市、安来市猟友会、鳥獣保護管理員、島根県農業協同組合やすぎ地区本部、島根県農業共済組合東部支所、安来農林振興協議会、島根県東部農林振興センター、島根森林管理署、安来市鳥獣被害対策実施隊	安来市農林振興課

## 捕獲頭数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員実行								
委託事業								
わな貸出								
その他				5	15	41	8	32
計(イノシシ)				5(3)	15(9)	41(9)	8(2)	32(4)

## 委託事業

	R2	R3	R4	R5
目標(捕獲頭数)	—	—	—	—

## 協定

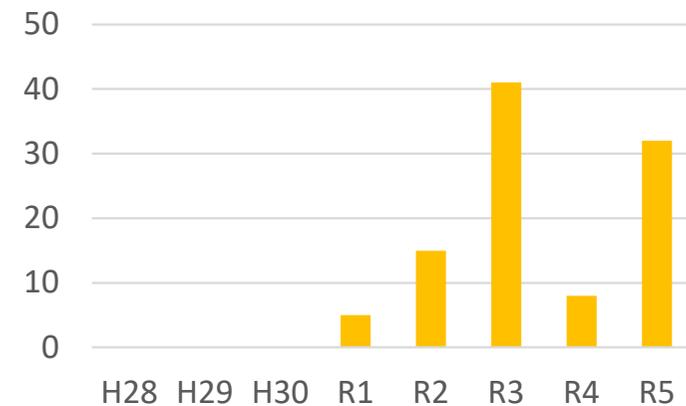
捕獲頭数	R1	R2	R3	R4	R5
島根県	5	15	41	8	32

## その他

・指定管理鳥獣捕獲等事業 島根県と連携し国有林内で継続的に実施。

### MEMO

- ・引き続き、県指定管理鳥獣捕獲等事業と連携、区域拡大の可能性がないかなど情報を共有
- ・安来市は協議会に参画しているが、シカ被害がないので、いまのところ協定の必要性はない
- ・クマの放獣対応は、県と連携して取組を継続



■ 職員実行 ■ 委託事業  
■ わな貸出 ■ その他

## 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

表1 地域と該当市町

対象地域	該当する市町
出雲北山地域	出雲市(出雲北山山地)
湖北地域	松江市(島根半島部)、出雲市(出雲北山山地を除く島根半島部)
中国山地地域	安来市、松江市(湖北地域以外)、出雲市(出雲北山山地、湖北地域以外)、雲南市、奥出雲町、飯南町、大田市、川本町、美郷町、邑南町、江津市、浜田市、益田市、津和野町、吉賀町

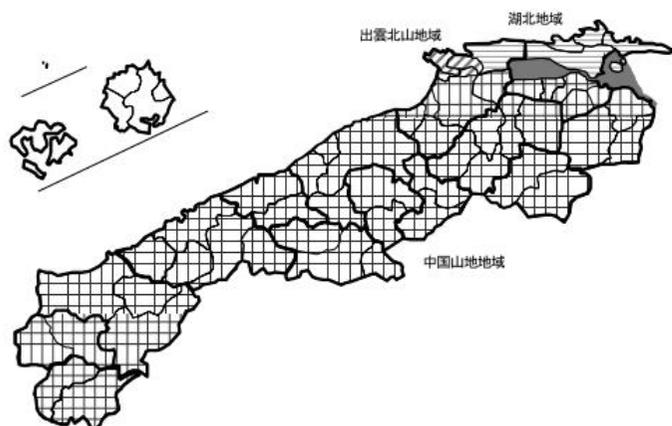


図1 対象地域区分

### 2) 生息動向及び捕獲等の状況

本県の本州部地域には以前シカが生息、又は出現したとされるが、明治末期にほぼ姿を消し、昭和30年頃には唯一島根半島出雲北山山地で鱒淵寺周辺に数百頭生息していたと推測されている。昭和41年からは、大社鳥獣保護区を設置し若干の捕獲規制を行ったが、昭和37年度から昭和46年度までの10年間に約350頭が捕獲され、当時の推定生息頭数(100頭以内といわれていた)から、この状態が続くと絶滅の恐れがあるとして昭和47年度からオスジカの捕獲禁止区域に設定し保護施策を講じてきた。しかし、その後平成19年に狩猟によるメスジカの捕獲禁止措置が全国で解除されたことにともない、本県においても平成20年に当該区域をオスジカ捕獲禁止区域からニホンジカ捕獲禁止区域へと変更して保護管理施策を講じてきた。また、前述のように湖北地域及び中国山地地域においては、明治末期にほぼ姿を消したと考えられていたが、近年の生息分布拡大により農林作物被害や捕獲が増加傾向にあり、捕獲、被害対策が急務である。

### ③中国山地地域

中国山地においても目撃情報や捕獲実績が増加してきており、明治末期に姿を消したと思われるシカが繁殖し、生息分布域が拡大してきたものと推測される。近年では、中国山地の全域で生息情報がある。そのため平成30年度及び令和2年度にベイズ法による個体数推定を実施した結果、令和2年末の生息頭数は1,239～8,490頭(90%信用区間:中央値2,990頭)と推定された。近年の捕獲状況は、狩猟、「鳥獣による生活被害、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲(以前は有害鳥獣捕獲とよばれた許可捕獲。以下、「被害防止の捕獲」という。)共に増加傾向にあり、特に県境の市町で顕著である。

また、中国山地で捕獲されたシカの遺伝子分析からは、広島県側からのシカの分布拡大によるものが多いと推測できたが、島根半島を起源とするものや、鳥取県や山口県からの分布拡大によるものも確認された。

## 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)



図 15 平成 30 年度に確認されたシカの生息情報



図 16 令和元年度の狩猟によるシカの捕獲場所

表 7 湖北地域及び中国山地地域での被害防止の捕獲実績 (単位:頭数)

年度	湖北地域				中国山地地域			
	オス	メス	性不明	計	オス	メス	性不明	計
14	6	4	—	10				
15	16	10	—	26				
16	7	5	—	12				
17	6	3	—	9				
18	17	14	—	31				
19	30	21	—	51				
20	46	19	—	65	—	—	1	1
21	113	70	1	184	—	—	2	2
22	153	75	—	228	—	—	8	8
23	376	325	—	701	—	—	9	9
24	599	697	—	1296	—	—	22	22
25	582	899	2	1483	30	8	22	60
26	394	611	—	1005	45	14	8	67
27	292	574	—	866	68	6	25	99
28	281	532	—	813	115	56	19	190
29	292	389	—	681	121	55	32	208
30	249	413	—	662	103	70	52	225
元	245	337	—	582	197	92	5	294
2	266	207	—	473	—	—	—	332

# 指定管理鳥獣捕獲等事業

MEMO

・R5年度は栃谷、立岩、雲月の3団地を実施



図 事業実施区域図（広域）（青で囲った範囲：栃谷国有林、立岩国有林）

MEMO

・R5年度は栃谷、立岩、雲月の3団地を予定（程原は予備）

## 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
中国山地地域	島根県邑智郡 邑南町 島根県飯石郡 飯南町 島根県浜田市 旭町	当該地域の中でも狩猟や有害捕獲で最も捕獲頻度が高い場所、かつ国有林でもあることから他の捕獲類型の影響を受けづらく、捕獲の効果評価に適しているため。 実施に当たっては、4箇所の候補地の中から3箇所を選定の上実施する。	栃谷国有林（島根森林管理署所管） 立岩国有林（島根森林管理署所管） 程原国有林（島根森林管理署所管） 雲月国有林（島根森林管理署所管）

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。  
 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。  
 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。  
 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合には、その名称を記載する。

## 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。



図 事業実施区域図（広域）（赤で囲った範囲内の国有林から三箇所）

島根森林管理署管内図  
R5自動撮影カメラ設置予定箇所  
(15台)

